



市 章

大津市公報

令 和 元 年 5 月 17 日
号 外 (第 1 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例

- 1 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年 5 月 17 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 1 号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例(平成26年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等)	(常任委員会の名称等)
第 2 条 - 略 -	第 2 条 - 略 -
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
~ - 略 -	~ - 略 -
<u>予算常任委員会 37人</u>	<u>予算決算常任委員会 37人</u>
ア <u>予算及びこれに関連する事項</u>	ア <u>予算に関する事項</u>
<u>決算常任委員会 37人</u>	<u>イ 決算に関する事項</u>
ア <u>決算及びこれに関連する事項</u>	
3 ~ 5 - 略 -	3 ~ 5 - 略 -
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)
第 6 条 - 略 -	第 6 条 - 略 -
2 - 略 -	2 - 略 -
3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 5 号の <u>予算常任委員会及び同項第 6 号の決算常任委員会</u> の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。	3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 5 号の <u>予算決算常任委員会</u> の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。
4 - 略 -	4 - 略 -

附 則

この条例は、公布の日から施行する。